

社会福祉法人尚徳福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 介護老人保健施設及び老人福祉センターの経営
- (ハ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ニ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ホ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヘ) 病児保育事業の経営
- (ト) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人尚徳福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鳥取県米子市榎原1889番地6に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7名以上 10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2名、この法人の職員 1名、外部委員 2名の合計 5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員 1名以上が出席し、かつ、外部委員 1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後 4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が 5, 000, 000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定期評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、

評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 9 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を専務理事とする。

4 前項の専務理事をもつて社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 16 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎会計年度に 4箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、

当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1, 000, 000円

(2) 土地

①鳥取県米子市榎原字鋤ノ前1889番6 (1, 154. 90m²)

②鳥取県米子市榎原字鋤ノ前1888番7 (204. 82m²)

③鳥取県米子市榎原字鋤ノ前1889番2 (214. 23m²)

④鳥取県米子市榎原字鋤ノ前1887番1 (324m²)

⑤鳥取県米子市榎原字雲長寺1823番 (11, 594m²)

⑥沖縄県島尻郡与那原町字与那原方切原1186番1 (883. 15m²)

⑦沖縄県島尻郡与那原町字与那原方切原1186番3 (36. 48m²)

⑧鳥取県米子市永江551番 (245. 10m²)

⑨鳥取県米子市両三柳字大沢二十866番4 (371. 10m²)

⑩鳥取県米子市榎原字雲長寺1822番 (3, 027m²)

⑪沖縄県島尻郡与那原町字上与那原田原488番2(1, 144. 78m²)

(3) 建物

①鳥取県米子市榎原字鋤ノ前1889番地6、1888番地7、1889番地2所在の認定こども園ベアーズ・病児保育室

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階(881. 20m²)

2階(115. 05m²)

②鳥取県米子市榎原字雲長寺1823番地所在の介護老人保健施設及び老人福祉センター
鉄骨造陸屋根平家建(3, 694. 55m²)

③神奈川県横浜市港南区日野中央三丁目2300番地130、2300番地132、2300番地134、2300番地236、2300番地235、2300番地130先所在の日野保育園

鉄筋コンクリート造スレートぶき陸屋根2階建 1階(209. 90m²)

2階(204. 95m²)

附属建物 倉庫 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建(9. 50m²)

- ④神奈川県川崎市高津区末長三丁目1289番地3所在の末長こぐま保育園
鉄骨造陸屋根2階建 1階(351. 02m²)
2階(351. 02m²)
- ⑤神奈川県横浜市保土ヶ谷区境木町75番地82、75番地83、75番地86所在の境木保育園
木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階(344. 48m²)
2階(344. 48m²)
附属建物 倉庫・便所 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建(12. 83m²)
- ⑥東京都中野区沼袋三丁目406番地1所在の沼袋西保育園
鉄骨造陸屋根2階建 1階(381. 38m²)
2階(373. 02m²)
- ⑦鳥取県米子市榎原字雲長寺1823番地所在の尚徳福社会事務所
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建(101. 70m²)
- ⑧神奈川県横浜市鶴見区生麦四丁目695番地、694番地所在の生麦保育園
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1階(395. 54m²)
2階(206. 69m²)
- ⑨鳥取県米子市榎原字雲長寺1823番地所在のビッグベアーズⅡ
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建(174. 11m²)
- ⑩神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目211番地7、211番地8、1番地134所在の坂戸保育園
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1階(357. 58m²)
2階(194. 30m²)
- ⑪東京都中野区沼袋二丁目25番地5所在の松が丘保育園
鉄骨造陸屋根地下1階付き2階建 1階(369. 00m²)
2階(369. 00m²)
地下1階(317. 96m²)
- ⑫神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町一丁目3番地3所在の保土ヶ谷保育園
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1階(289. 98m²)
2階(299. 32m²)
附属建物 物置 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建(5. 94m²)
- ⑬沖縄県島尻郡与那原町字与那原1186番地1、1186番地3所在の保育園与那原ベアーズ
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1階(373. 46m²)
2階(369. 95m²)
3階(59. 46m²)

⑭鳥取県米子市永江551番地所在のアイアイ永江デイサービスセンター

木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階(105. 66 m²)
2階(23. 18 m²)

⑮鳥取県米子市両三柳字大沢二十866番地4所在のアイアイ三柳デイサービスセンター

木造瓦葺2階建 1階(104. 45 m²)
2階(30. 73 m²)

⑯東京都杉並区高円寺南三丁目200番地3、200番地13、200番地17所在の馬橋保育園

鉄骨造陸屋根2階建 1階(414. 22 m²)
2階(363. 00 m²)

⑰神奈川県川崎市川崎区大島上町22番地7所在の保育園川崎ベアーズ

鉄骨造陸屋根2階建 1階(281. 17 m²)
2階(293. 66 m²)

附属建物 物置 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建(1. 75 m²)

⑱鳥取県米子市榎原字雲長寺1823番地所在のビッグベアーズⅢ

軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建(148. 97 m²)

⑲沖縄県島尻郡与那原町字上与那原488番地2所在の保育園与那原ベアーズⅡ

鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1階(457. 12 m²)
2階(474. 00 m²)
3階(51. 09 m²)

⑳神奈川県川崎市幸区小倉四丁目1346番地1所在のおぐら保育園

木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階(427. 71 m²)
2階(430. 19 m²)

㉑東京都千代田区神田美倉町10番地2所在の保育園神田ベアーズ

鉄骨造陸屋根4階建 1階(195.35 m²)
2階(210.75 m²)
3階(206.35 m²)
4階(56.60 m²)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承

認を得て、鳥取県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鳥取県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を鳥取県知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく鳥取県知事に届け出るものとする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
 - (2) 買い物代行ご用聞き事業
 - (3) 定期利用保育事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鳥取県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人尚徳福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

| | |
|-----|---------|
| 理事長 | 谷 本 要 |
| 理 事 | 前 田 晴 美 |
| 理 事 | 生 田 裕 宣 |
| 理 事 | 山 川 登紀子 |

理事 谷本 栄
理事 山崎 道夫
監事 香取 周次
監事 小村 宣子

この定款変更は、鳥取県知事の認可の日から施行する。

定款一部変更

平成 8年10月 1日申請 (平成 8年10月 4日認可)

平成 9年11月11日申請 (平成 9年11月20日認可)

平成10年 9月25日申請 (平成10年10月 1日認可)

平成13年 4月 7日申請 (平成13年 5月 2日認可)

平成14年 6月25日申請 (平成14年 9月24日認可)

平成14年11月11日申請 (平成14年11月14日認可)

平成15年10月 1日申請 (平成15年10月15日認可)

平成15年10月27日申請 (平成15年11月11日認可)

平成17年 3月31日申請 (平成17年 4月11日認可)

附則

この定款変更は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第1条中「老人デイサービス事業（アイアイ永江）」を追加する改正は、平成17年3月28日から適用する。

平成17年 4月18日届出 (平成17年 4月28日受理)

平成17年11月22日届出 (平成17年12月 2日認可)

平成18年 8月17日申請 (平成18年9月19日認可)

この定款の変更は、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

定款一部変更

平成18年11月 1日申請 (平成19年8月 8日認可)

平成19年10月15日申請 (平成20年2月25日認可)

平成20年 7月 4日申請 (平成20年9月12日認可)

この定款の変更は、中国四国厚生局長の認可の日から施行する。

平成21年 9月24日申請 (平成21年11月12日認可)

平成22年10月 1日申請 (平成22年11月25日認可)

平成24年 7月 9日届出 (平成24年7月24日受理)

平成26年 1月15日申請 (平成26年3月18日認可)

平成26年12月17日届出 (平成27年1月19日受理)

平成27年11月 2日届出 (平成27年12月18日受理)

この定款変更は、鳥取県知事の認可の日から施行する。

定款一部変更

平成28年 6月23日申請 (平成28年 7月 8日認可)

平成29年 3月 6日申請 (平成29年 3月21日認可)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第28条第2項第2号及び第3号に規定する基本財産の名称変更については、鳥取県知事の認可の日から施行する。

定款一部変更

平成29年 10月11日申請 (平成29年11月13日認可)

この定款変更は、鳥取県知事の認可の日から施行する。

定款一部変更

平成30年 7月23日申請（平成30年 8月23日認可）

定款一部変更

平成30年 12月4日申請（平成30年 12月12日認可）

この定款変更は、鳥取県知事の認可の日から施行する。

定款一部変更

令和元年 10月10日申請（令和元年10月16日認可）

この定款変更は、鳥取県知事の認可の日から施行する。

定款一部変更

令和元年 11月18日申請（令和元年11月22日認可）

この定款変更は、鳥取県知事の認可の日から施行する。

定款一部変更

令和2年 3月26日申請（令和2年4月1日認可）

この定款変更は、鳥取県知事の認可の日から施行する。